

久喜市登録手話通訳者選考試験

試験日 10月20日(日)
場 ふれあいセンター久喜
受験資格 原則1年以上の手話活動の経験があり、令和6年3月31日現在、満18歳以上の市内在住者で、次の①②のいずれかに該当する方
 ①手話通訳士の有資格者または手話通訳者全国統一試験の合格者
 ②久喜市手話通訳者養成講座の修了証をお持ちの方または同程度の技術を有する方
試験内容 筆記試験、手話の読み取り、手話表現、面接
申問 8月30日(金) (必着) までに、申込書(障がい者福祉課、各行政センター内福祉係、久喜市社会福祉協議会で配布)を、直接または郵送で、障がい者福祉課障がい者福祉係(〒346-8501/内線3246)へ

令和5年度住民基本台帳の閲覧状況を公表します

公的機関による世論調査対象者の抽出など、公共的・公益的な目的に限り閲覧を行っています。詳細は、市ホームページをご覧ください。
問 市民課(総合窓口) 市民・サポート係(内線2668)

特別障害者手当等

◆**特別障害者手当**
対 20歳以上で、心身の重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を要する状態にある方(著しく重度の障がい状態にある方で、要介護認定者も対象となる場合があります)
 ◆**障害児福祉手当**
対 20歳未満で、身体障害者手帳1級の一部および2級の一部の方、療育手帳Aの方、常時介護が必要な精神障がい者の方など
【共通】 支給を受けるためには登録が必要です。事前にご相談ください。
問 障がい者福祉課障がい者福祉係(内線3244)/各行政センター内福祉係(菅 151/栗 233/鷺 142)

在宅重度心身障害者手当

一定の障がいのある方に、年に2回(9月、3月)、手当を支給します。支給には、申請手続きが必要です。また、氏名・住所・障がいの程度などの変更が生じた場合は、速やかに届出をしてください。
対 次の障害者手帳の交付を受けている方(施設入所者は除く)
 ・身体障害者手帳1～3級
 ・療育手帳A・A・B
 ・精神障害者保健福祉手帳1級
 ※市県民税が課税されている方、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置による福祉手当の支給を受けている方は支給停止となります。
問 障がい者福祉課障がい者福祉係(内線3247)/各行政センター内福祉係(菅 151/栗 233/鷺 142)

コミュニティ助成事業補助金

(一財)自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業(宝くじの社会貢献広報事業)を財源として、補助金を交付します。
対 令和7年度に自治会等が実施するコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を行う100万円以上の事業(集会所の備品整備等)
補助限度額 250万円
申問 8月30日(金)までに、事業計画書を市民生活課市民活動推進係(内線2626)または各行政センター地域振興係(菅 253/栗 217/鷺 110)へ

物品等の入札参加資格審査に係る申請

令和7・8年度に市が発注する物品、維持管理業務(土木施設維持管理業務を除く)等の受注を希望する方の入札参加資格審査に係る申請を受け付けます。
対 埼玉県電子入札共同システムの「物品等」に登録(新規および更新)を希望する事業者
申 9月10日(火)～11月29日(金)(予定)
 ※詳細は県ホームページをご覧ください。
問 財政課契約係(内線2482)

久喜都市計画下水道の変更原案の閲覧・公聴会

内 農業集落排水処理区域の公共下水道への接続による排水区域の拡大など
対象地区 北青柳・塚田・六万部・上本村など
 ◆**原案の閲覧**
日 8月9日(金)～23日(金) 8時30分～17時15分 ※土・日曜日、祝日を除く
場 上下水道経営課(8月9日(金)から市ホームページでもご覧になれます)
 ◆**公述申出書の提出**
対 市内に住所を有する個人・法人
申 公聴会で意見を述べたい方は、8月23日(金)17時15分(必着)までに公述申出書を直接または郵送で、上下水道経営課(〒340-0295)へ
 ◆**公聴会**
日 8月30日(金)13時～16時
場 鷺宮行政センター406・407会議室
 ※公述の申し出がない場合は中止となります。開催の有無は8月26日(月)以降に市ホームページで確認するか、お問い合わせください。
問 上下水道経営課下水道経営係(鷺 内線250)

交通事故被害者のご家族への援護金

対 県内在住で令和5年4月1日以降に交通遺児等(交通事故により、死亡または重い障がいを負った保護者に養育されている18歳以下の子ども)となった方
 ※交通遺児等になった日現在18歳以下
給付額 子ども1人につき10万円(1回のみ)
給付時期 ①11月 ②令和7年5月
申 ①8月30日(金)、②令和7年2月28日(金)までに、直接または郵送で、申請書(各市町村、学校等で配布)を、みずほ信託銀行浦和支店(〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-12-10/☎048-822-0191)へ
問 県防犯・交通安全課 ☎048-830-2955

久喜市AED使用協力事業所の認定証交付式を開催しました

市では、救急事案での救命率向上を図るため、「久喜市AED使用協力事業所認定事業」を創設しています。7月11日に、記念すべき初回登録認定となった事業所の認定証交付式を開催しました。
 認定事業所一覧はこちら▶
問 健康医療課地域医療係(内線3426)



旧優生保護法一時金支給

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に一時金が支給されます。法改正により、請求期限が5年延長されました。
対 次の①または②に該当する方で、現在、生存されている方
 ①昭和23年9月11日～平成8年9月25日に、優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く)
 ②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方
支給金額 320万円(一律)
申問 令和11年4月23日までに、請求書・添付書類(様式を特設サイト、県ホームページ、窓口で配布)を直接または郵送で、県健康長寿課旧優生保護法一時金受付・相談窓口(〒330-9301/☎048-831-2777)へ ※平日9時～17時のみ 土・日曜日、祝日、年末年始を除く

緑のリサイクル

不要となる樹木をあらかじめ市に登録し、必要としている方へ紹介することで、市内の緑を有効活用する制度です。樹木を必要としている方も登録をお願いします。
 ※譲渡方法等詳細は当事者間で決定。
問 公園緑地課計画整備係(内線4682)

児童扶養手当現況届の提出を忘れずに

11月以降の受給資格について審査しますので、必ず提出してください。
提出期間 8月1日(木)～30日(金)
持 児童扶養手当証書、養育費等に関する申告書
 ※受給者により提出書類が異なります。通知に同封されている書類をご確認ください。
問 子育て支援課医療手当係(内線3287)/各行政センター内子ども未来係(菅 146/栗 247/鷺 151)

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の方を養育している父母または養育者に手当を支給します。支給には登録が必要です。
 ※所得制限などの条件がありますので、該当すると思われる方はご相談ください。
対 ①身体に重・中程度の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする方(おおむね身体障害者程度等級表の1～3級と4級の一部)
 ②療育手帳のA・A・B程度
 ③精神障がい①と同程度以上
 ④身体または精神の障がい重複する場合①③と同程度以上
問 障がい者福祉課障がい者福祉係(内線3247)/各行政センター内福祉係(菅 151/栗 233/鷺 142)

9月1日から
市の公共交通の運賃等を改定します
 無料対象者や利用できる方を拡大しました!
 半額対象者も拡大。事前申請が必要な場合があります。詳細は市ホームページをご確認ください。

市内循環バス	◆ 料金 乗車1回 200円 1日乗車券 400円 回数券 2,000円/11回分
デマンド交通(くきまる)	◆ 料金 乗車1回 500円 菖蒲地区-新久喜総合病院 乗車1回 800円 回数券 5,000円/500円券×11枚 回数券 2,500円/250円券×11枚
くきふれあいタクシー(補助タク)	◆ 料金 利用者負担額…タクシー料金の55～60%程度 タクシー料金3,500円以上は、料金から1,500円を引いた額 ※利用対象者に妊産婦(母子健康手帳を交付された方で出産予定日3カ月後まで)を新たに追加しました。